

平成 25 年度

慶應義塾大学入学試験問題

法 学 部

地 理 歷 史 (日本史)

注 意 1. 指示があるまで開かないこと。

2. 解答用紙のそれぞれ指定された箇所に氏名と受験番号を記入すること。受験番号欄には忘れずマークすること。
3. 解答は、必ず解答用紙の指定の欄にマークすること。
4. 解答用紙の解答欄にマークするときには、すべて HB の黒鉛筆を使用し、また、次の解答例に従うこと。

(解答例) (1) (2) と表示のある問い合わせに対して、「09」と解答する場合は、右に示すように解答欄(1)の①と(2)の⑨にマークすること。

5. 下書きの必要があれば、問題冊子の余白を利用すること。解答用紙の余白には何も書いてはいけない。
6. この問題冊子は11頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。

(1)	(2)
●	⑩
①	①
②	②
③	③
④	④
⑤	⑤
⑥	⑥
⑦	⑦
⑧	⑧
⑨	●
⑩	○

問題 I

次の本文を読み、空欄 (1) (2) ~ (23) (24) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。なお、引用した史料の原文は、適宜改めてある。

仏教伝来に関しては諸説あるものの、『日本書紀』によれば、わが国に仏教が伝來したのは、百濟の聖明王が (1) (2) に經典や仏像をおくった552年とされる。同時期には同じく百濟の五経博士により儒教も伝えられたとされる。当初は呪術的なものとして理解されることが多かった仏教であるが、6世紀末以降になると、王族や豪族により多くの寺院が建立され、その動きは地方にも拡大した。寺院とともに、そこに安置される仏像や納められる絵画、工芸品も多く制作された。

その後、国家権力と仏教の結びつきはますます強くなっていく。8世紀半ばには、仏教の力で國の平安を保とうとする鎮護國家の思想のもとに、國分寺建立の詔や大仏造立の詔が発せられた。ただ、このような強い結びつきは、権力闘争の場にも仏教関係者が深く関与する事態にもつながっていった。後に法王となる僧侶が勢力を増し、養老律令を施行した人物やその人物が擁立した (3) (4) と対立するようになると、権力争いをめぐる混乱はますます深まることになった。また8世紀になると、仏教とわが國固有の神への信仰を融合させる神仏習合の風潮もあらわれてきた。

仏教そのものは國家によって保護され、大規模な寺院が次々と造営されたり、教理の面でも南都六宗と呼ばれる学派が形成されたりした。西大寺などの大寺院の建立とともに、仏像も多く制作されたが、この時代には、木を芯としてその上から粘土をかぶせて固めるという技法がもちいられるようになる。この技法をもちいてつくられた代表的な仏像としては (5) (6) があげられる。また当時、あくまでも仏教は國家の統制下にあり、民衆への布教には制限が加えられていた。わが国ではじめて大僧正の職に任せられた行基のように、大乗佛教の慈悲の精神を貫こうとした佛教者さえ、国家にあえて抵抗したときには権力による弾圧を被るほかはなかった。

平安京への遷都をおこなった桓武天皇は、従来の仏教勢力を旧都にとどめ、代わって、唐へと留学した僧侶による新しい仏教を奨励した。唐から天台宗を伝えた最澄や真言宗を伝えた空海が中心的な存在となる。唐に渡るに先だって、最澄は、比叡山に入り山林での修行をおこない、また空海は、その著書 (7) (8) のなかで、「金仙一乘の法、義益最も幽深なり」と説いて出家を宣言した。天台宗や真言宗といった密教が盛んになると、木材を切断せずに直に像を掘りだす技法や翻波式の表現をもちいた神秘的な仏像が制作されるようになった。さらに後に、末法思想の影響もあり仏像の需要が増加すると、仏像の身体をいくつかの部分に分け別々に制作し、あとからひとつに組み合わせるという技法がもちいられるようになった。この技法をもちいてつくられた代表的な仏像として (9) (10) がある。

鎌倉幕府が東国に樹立されると、國家権力や既成宗教に必ずしもとらわれることなく、内面的な信仰を重視し、庶民を含めた幅広い層を救いの対象とする新しい仏教の宗派が生まれてきた。浄土宗、淨土真宗、日蓮宗、時宗などの宗派がそれにあたる。これらの宗派の教えは徐々に民衆へと浸透していく。とりわけ15世紀後半になると、浄土真宗の僧侶による布教活動は、農民や地方武士の信徒を結集させ、地域によっては、敵対する守護を打ち倒し、実質的に一国を支配するまでの勢力を形成する流れを作り出していった。ある書物のなかで、「叡山を取詰め、……時に雲霞の如く焼き払い」と評された人物は、こうした浄土真宗の勢力をもまた各地で徹底的に弾圧し、(11) (12) を、ほぼ10年にわたる争いの末、大坂から退去させた。

江戸時代になると、幕府は、信仰を禁じられたキリスト教や (13) (14) の徹底した弾圧を目的として、民衆を權那寺である寺院に權家として所属させ、その証明として寺請証文を発行させる制度を整えていった。幕府のキリスト教禁止令により、キリスト教信者には処刑や国外追放などきびしい処分がなされた。かつてのキリストン大名で、播磨国明石郡の領主であった人物は、追放令を受け国外に出て、最後は (15) (16) にて没することになる。また幕府は、

寺院や僧侶、神社や神職に対する統制も強め、将軍 (17) (18) の代になると、諸宗寺院法度や諸社廟宣神主法度を出して、その統制力のいっそうの強化をはかった。また (19) (20) は、「我が國の宝祚天壤無窮の神勅、万万歴歷たり」と主張し、神の道と天皇の道を同一とみなす新しい神道を、儒学の観点から創始した。

明治維新が起こると、政府は、天皇の権威を高めるために神道を国教化することをもくろんだ。政府は、神仏分離令を出し古代以来続いてきた神仏習合を否定し、さらには、大教宣布の詔を発して、祭政一致を基軸として「唯神之大道」を宣揚すべしと脱いた。政府のこうした宗教政策は、仏教を排斥する廢仏毀釈の風潮を蔓延させると同時に、大きな混乱をも呼び起した。結局政府による神道の国教化は実現しなかったが、神道は国家によって保護されることになる。政府はまた、徳川幕府の政策を引き継ぎ、キリスト教の弾圧を続けた。大浦天主堂の (21) (22) 人宣教師に信仰を告白したことを見かけとして、隠れキリストとして生活してきた長崎浦上のキリスト教徒たちが公然と信仰を表明するにいたるが、これに対して政府は、数千人の信徒をとらえ各藩に流罪とした。結局、このようなキリスト教禁止の政策も、諸外国からの抗議をうけ、後に事実上撤廃されることになる。そして、浄土真宗本願寺派の僧侶である (23) (24) は、神道の国教化に反対し、信仰の自由を主張しつつ、仏教の復興に尽力した。

[語群]

- | | | | |
|-----------------|---------------|-------------------|---------------|
| 01. アメリカ | 02. 家継 | 03. 家綱 | 04. 家宣 |
| 05. 家光 | 06. イギリス | 07. 井上円了 | 08. 井上正鉄 |
| 09. 植村正久 | 10. 海老名彈正 | 11. 大谷派 | 12. オランダ |
| 13. 覚如 | 14. 元興寺薬師如来像 | 15. 行歴記 | 16. 清沢満之 |
| 17. 欽明天皇 | 18. 黒住宗忠 | 19. 繼体天皇 | 20. 頸戒論 |
| 21. 元正天皇 | 22. 顯如 | 23. ゴア | 24. 孝謙天皇 |
| 25. 皇道派 | 26. 光仁天皇 | 27. 興福寺阿修羅像 | 28. コーチ |
| 29. 山家学生式 | 30. 三教指帰 | 31. 島地黙雷 | 32. 十住心論 |
| 33. 周文 | 34. 淳仁天皇 | 35. 称徳天皇 | 36. 聖武天皇 |
| 37. 性靈集 | 38. 聖林寺十一面觀音像 | 39. 舒明天皇 | 40. 神護寺薬師如来像 |
| 41. 親鸞 | 42. 推古天皇 | 43. 崇峻天皇 | 44. 専修寺派 |
| 45. 谷時中 | 46. 綱吉 | 47. ドイツ | 48. 当山派 |
| 49. 唐招提寺鑑真像 | | 50. 唐招提寺金堂盧舍那仏像 | |
| 51. 東大寺法華堂月光菩薩像 | | 52. 東大寺法華堂不空羈縛觀音像 | |
| 53. 中江藤樹 | 54. 日親 | 55. 野中兼山 | 56. バタビア |
| 57. 敏達天皇 | 58. 秀忠 | 59. 不受不施派 | 60. フランス |
| 61. 文鏡秘府論 | 62. 法界寺阿弥陀如来像 | 63. 法然 | 64. 法華寺十一面觀音像 |
| 65. ポルトガル | 66. 本願寺派 | 67. 本山派 | 68. マカオ |
| 69. マニラ | 70. マラッカ | 71. 室生寺弥勒堂釈迦如来像 | 72. 黙庵 |
| 73. 山崎闇斎 | 74. 吉宗 | 75. 蓮如 | 76. ロシア |
| 77. 度会家行 | 78. 度会行忠 | | |

問題 II

次の本文と、本文中の下線部（ア）～（ウ）、（オ）、（カ）に関する文章を読み、空欄 (25) (26) ~ (41) (42) (45) (46) (47) (48) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。また、下線部（エ）に関する設問 (43) (44) に対する解答として最も適切なものを選択肢の中から選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。なお、引用した史料の原文は、適宜改めてある。

「さてもなをあづまのかめのかゞみにうつさんば、くもらぬかげもやあらはるゝ」は、幕府訴訟による解決を求めて、1279年に京都を出発し、鎌倉に下向した女性がその際の様子をつづった (25) (26) の一節である。作者は、歌道家で公家の藤原為家の後妻であり、訴訟は為家の相続財産の帰属をめぐるものであった。為家は、その所領の一部である細川荘を、いったん先妻との間の嫡男為氏に譲ったが、為氏に不孝な振る舞いがあったために「悔返し」を行い、取り戻した細川荘を、作者との間の子為相に与えるという内容の遺言を作成していた。ところが、為家の死後も、為氏は細川荘を為相に渡そうとしなかった。公家法では「悔返し」を認めていなかったことも理由である。作者は、最後の望みとして、鎌倉に提訴することを決意した。当時女性が訴訟のために鎌倉下向することは珍しくはなかったが、鎌倉時代の訴訟とはどのようなものであったのだろうか。

12世紀末に武家政権として鎌倉幕府が実現したのも、権力の集中や一元的支配が直ちに実現したわけではなかった。この時代には、京都の朝廷や貴族・大寺社を中心とする荘園領主の力がまだ強く残っており、政治の面でも経済の面でも、幕府による武家支配と朝廷による公家支配の二元的支配という中世社会の特徴があった。社会を治める 法も分立して^(ア) いた。また、社会において生じる様々な利害の対立（紛争）を、法の適用によって解決するための裁判も、幕府の訴訟手続によって統一的に運用されていたわけではない。しかし、幕府が、朝廷に対する優越的支配権を確立する中で、幕府法の影響力は広がり、また、幕府裁判の利用も拡大されていくことになる。

1184年、幕府の中央職制の中に、裁判事務を取り扱う問注所が設立され、(27) (28) が初代執事に當てられた。ただし、問注所は、関係者を審問してその結果を記録し、頼朝に上申することまでが主たる役割であり、訴訟の結論は^(イ) 頼朝の裁断にゆだねられていた。

頼朝の死後、有力御家人の間での勢力争いに勝利した北条氏は、執権となって幕府の実権を握るようになった。1221年には、朝廷勢力の挽回をはかった上皇らとの戦いに、圧倒的な勝利を収めた。幕府は、北条泰時と (29) (30) を京都六波羅の地にとどめ、京都守護に代わって、朝廷の監視と西国御家の統括にあたらせた。

3代執権泰時は、有力な御家人や政務に優れた11人を評定衆に選んで、合議制に基づいて幕府の政務の処理や裁判にあたらせた。1232年に、泰時は、評定における裁判の公正さを期すために、御成敗式目を制定した。体系的武家法の制定によって、幕府裁判において、荘園領主により御家人が訴えられた場合でも、対等な当事者として双方の主張を聞いて公平に訴訟の裁断をすることが出来るようになった。御成敗式目は、「武家の人のためだけの定めであり、「京都の御沙汰、律令」には影響を与えないとして、公家法とは異なる規定も含んでいた。しかし、幕府勢力の発展につれて公平な裁判を重視する武家法の影響は広がり、当事者双方が非御家人あるいは東国非居住者である裁判でも、武家法の適用が求められるようになった。

合議制の採用や武家法の制定、公平な裁判など、執権政治の隆盛をもたらした泰時の政治は、孫の執権時頼に受け継がれた。1249年、時頼は、敏速で公正な裁判の確立のために訴訟制度の改革を行い、評定衆の会議である評定の下に訴訟機関として (31) (32) を新設した。訴訟審理には「三問三答」の原則が適用された。訴人と論人による書面での主張の交換が三往復したのちに、両当事者の出頭が求められ「対決」あるいは「問答」という手続に移り、審理の結果の

原案が、(31) (32) から評定に上程され、評定で出された結論が幕府の裁許として、勝訴者に下知状が渡された。

(31) (32) における裁判は、当初は、御家人の所領に関する訴訟を対象としていた。しかし、13世紀末頃には、訴訟の内容を基準とする裁判管轄に再編され、御家人訴訟以外も対象とされるようになった。いわゆる民事訴訟は、所領の知行經營（所務）に関する訴訟である所務沙汰と、所務以外の 私人間の紛争にかかる雜務沙汰 があり、また、刑事訴訟である検断沙汰を含めた3つの訴訟類型について、それぞれ裁判機関が決められた。その背景には、2度にわたる蒙古襲来を機会に、幕府の支配が全国的に強化され、権力集中が進んだことがあった。蒙古襲来後も、幕府は警戒態勢をゆるめず、御家人だけではなく、幕府の支配権の及ばない莊園である(33) (34) の武士たちも動員する体制を整えた。また、西国一帯に幕府勢力を強め、九州に北条氏一門を(35) (36) としておくり、政務や裁判にあたらせた。

[設問]

(ア) 莊園に対して、実質的に支配権を持っていたものを(37) (38) と呼ぶ。(37) (38) は、その支配領域内で、自律的独自の法体系を有していた。

(イ) 司法権が行政権から分離し、行政機関から独立した裁判機構が創設されたのは明治期に入ってからである。1875年には大審院が設置され、最上級裁判所となった。1891年、来日したロシア皇太子が負傷した事件に関して、大審院長(39) (40) は、政府の干渉に応じず、司法権の独立を守った。

(ウ) この戦いに敗れ、隠岐に流されることになった上皇は、その配流前に、(41) (42) に自分の似絵を描かせた。

(エ) 次のうち、御成敗式目の内容として、正しいものはどれか。(43) (44)

01. 守護は、夫役や雑税を莊園・公領に賦課することができる。
02. 地頭が農民からの年貢をおさえとどめて、莊園領主に渡さない場合は、ただちに、地頭の権利を取り上げる。
03. 子がない女性が養子を迎えて所領を譲ることは認められない。
04. ある所領を20年以上現実に支配している者には、正当な権利の有無にかかわらず、その支配をやめさせることはしない。
05. 主人を異にする奴婢間の子供は、すべて母親の主人に帰属する。

(オ) 泰時は、御成敗式目のこのような制定趣旨について説明する書状を、六波羅探題(45) (46) に送った。

(カ) 江戸時代、金公事の増加に対して、幕府は、訴訟を不受理とするために(47) (48) を出した。

[語群]

- | | | | |
|------------|-----------|----------|------------|
| 01. 相対済し令 | 02. 青木周藏 | 03. 預所 | 04. 安達泰盛 |
| 05. 異國警護番役 | 06. 十六夜日記 | 07. 石築地役 | 08. 和泉式部日記 |
| 09. 梅謙次郎 | 10. 摺錢令 | 11. 円伊 | 12. 大江広元 |
| 13. 越訴 | 14. 海道記 | 15. 蜻蛉日記 | 16. 梶原景時 |
| 17. 索捐令 | 18. 公事 | 19. 国衡 | 20. 國免荘 |
| 21. 児島惟謙 | 22. 在地領主 | 23. 貞時 | 24. 雜訴決斷所 |
| 25. 更級日記 | 26. 重時 | 27. 荘官 | 28. 成忍 |
| 29. 惣追捕使 | 30. 高階隆兼 | 31. 高時 | 32. 鎮西探題 |
| 33. 佃 | 34. 津田三藏 | 35. 経時 | 36. 東関紀行 |
| 37. 時房 | 38. 時宗 | 39. 徳政令 | 40. 土佐吉光 |
| 41. とはずがたり | 42. 長時 | 43. 長門探題 | 44. 半濟令 |
| 45. 比企能員 | 46. 引付 | 47. 藤原隆信 | 48. 藤原信実 |
| 49. 幂内侍日記 | 50. 穂積陳重 | 51. 穂積八束 | 52. 本所 |
| 53. 本所一円地 | 54. 政村 | 55. 三浦泰村 | 56. 三浦義澄 |
| 57. 名主 | 58. 名田 | 59. 三善康信 | 60. 陸奥宗光 |
| 61. 免田 | 62. 守時 | 63. 山田顯義 | 64. 義時 |
| 65. 寄合 | 66. 連署 | 67. 和田義盛 | |

問題Ⅲ

次の本文を読み、空欄 (49) (50) ~ (73) (74) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。なお、引用した史料の原文は、適宜改めてある。

温暖期と寒冷期を繰り返す気候変動の中にあった中世の日本列島は、生産条件の悪化によってしばしば飢饉に見舞われた。生活の苦難を乗り越えるために、人びとは集約化・多角化の工夫によって農業生産力の向上に努め、ひいては商品流通が活性化し、陸海の交通網が発達した。中世は産業の発展が著しい時代でもあった。

その一方で、貨幣経済への依存は顕著になった。膨れ上がる借金に苦しみ、担保の土地を失うまでに至る農民も少なくなかった。濫立する関所は商品流通の障害となった。高利貸から得られる税収や、関所から徴収される関錢が当時の支配層にとって最も重要な財源であったことは、農民や運送業者、手工業者など幅広い被支配層の反発を招く要因となったのである。

やがて寒冷期に入り慢性化する飢饉、謀略と確執の渦巻く不安定な政情は、民衆の蜂起を誘発する。いくつかの史料を読みながら、その一端をたどることとしよう。

[A] 或人曰はく。 (49) (50) 国の土民、旧冬の京辺の如く蜂起す。國中の侍を悉く攻むるの間、諸庄園代加之守護方の軍兵、彼等の為に或いは命を失ひ、或いは追落さる。一国の騒動希代の法なりと云々。凡そ土民侍をして國中に在らしむべからざる所と云々。乱世の至なり。

[B] 近日、四辺の土民蜂起す。御徳政と称して、借物を破り、少分を以て押して質物を譲く。縛江州より起る。……今日、法性寺の辺に此事有りて火災に及ぶ。侍所多勢を以て防戦するも猶承引せず。土民數万の間、防ぎ得ずと云々。……去る (51) (52) 年中この事あり、已に洛中に及びんぬ。……今土民等、代始に此の沙汰は先例と称すと云々。吾語道断の事なり。

[C] 今日山城国人集会す。……同じく一國中の土民等群集す。今度両陣の時宜を申し定めんが為の故と云々。然るべきか、但し又下極上の至なり。……両陣の武家衆各引き退きんぬ。山城一國中の国人等申し合はず故なり。……本所領共は各本の如くたるべし。新聞等一切これを立づべからずと云々。珍重の事なり。

史料[A]は (49) (50) 国の民衆が蜂起した出来事に関する記事である。「旧冬の京辺の如く」とあるのは、全国的な凶作、疫病の蔓延という社会不安を背景に、近江から畿内一帯へと広がった土一揆のことを探している。このときの様子を記した (53) (54) は、幕府が管領 (55) (56) を鎮圧に向かわせる事態となったことを伝え、「凡そ亡國の基、これに過ぐべからず。日本開白以来、土民蜂起是れ初めなり」と評した。当時の支配層に与えた衝撃を窺い知ることができる。徳政の実施を求めていたこの土一揆に比べて、(49) (50) 国に波及した土一揆は、史料[A]からわかるように、武士階級の追放をも目的に掲げていた。

(49) (50) 国に波及した土一揆を鎮めた (57) (58) は、後年、「將軍此の如き大死、古來其の例を聞かざる事なり」と評された事件を起こした。(57) (58) 追討の幕府軍が京都を発った間隙を突いて民衆が蜂起する。地侍が指導した土一揆勢は数万の規模に達して京都を包囲した。このときの様子を伝えた (59) (60) (史料[B])には、かつて將軍 (61) (62) の代始めに起きた土一揆を先例と呼び、徳政を求める土一揆側の主張が紹介されている。この時代の人びとは、支配層の交代によって、それまでに形成された社会の諸関係が清算されるという時間の観念を持っていた。

京都を中心とする交通網の発達は、都鄙間のヒト、モノ、情報の交流を盛んにした。民衆は富の集中する都市への憧憬

を抱いたことだろう。慢性的な飢饉状態により窮乏した民衆は都市に流入し、畿内各所で連年のごとく土一揆が起こり、破壊、放火、掠奪が繰り返されていた。將軍家の後継、有力守護家の家督相続をめぐる争いが幕府内部の対立に及んで東西の陣営に分かれ、京都を主戦場にして約10年間にわたった争乱では、足軽と呼ばれる大量の雑兵が乱暴狼藉の限りを尽くした。(63) (64) は將軍の求めに応じて撰述した：(65) (66) の中で、「此たびはじめて出来る足がるは超過したる悪党也。其故は洛中洛外の諸社、諸寺、五山十刹、公家、門跡の滅亡はかれらが所行也」と厳しく非難し、続けて「土民商人たらば、在地におはせ付られて罪科有べき制禁ををかれば、千に一もやむ事や侍べき」と述べて、足軽の素性と土一揆の関係を示唆している。

京都の戦火が収まってもなお、畿内とその周辺では戦闘が繰り返され、南山城でも(67) (68) の跡継ぎをめぐる争いが続いていた。不毛な戦いを嫌忌した南山城の綏喜、相楽、久世三郡の国人衆は、農民ら民衆をも集めて一揆を形成し、寺社本所領を請所とせずに元通り直務とすることや、新たな関所は一切設置しないことなどを申し合わせた（史料[C]）。また、みずからを「惣国」と称し、国人の中から選ばれた「惣国(69) (70)」が政務の執行を担った。戦乱が続く混沌とした世情にあって、地域の自主・自立を獲得しようとした運動の一つの側面が、多様な出自を持つ人びとが重層的に結合する一揆として現れたとも言えよう。(71) (72) を討ち取って一国を実質的に支配したこと、(73) (74) に「百姓等ノウチツヨク成テ、近年ハ百姓ノ持タル國ノヤウニナリ行キ候コトニテ候」と記された一揆もまた、宗教を媒介とした重層構造を持つ一揆の一例と見ることができる。

〔語群〕

01. 赤松政則	02. 赤松満祐	03. 足利持氏	04. 足利義量
05. 足利義勝	06. 足利義稙	07. 足利義教	08. 足利義尚
09. 足利義政	10. 足利義持	11. 和泉	12. 一条兼良
13. 今掘日吉神社文書	14. 霧涼軒日録	15. 永享	16. 応安新式
17. 応永	18. 応仁記	19. 大内政弘	20. 大内義弘
21. 乙名	22. 河海抄	23. 嘉吉	24. 月行事
25. 革島文書	26. 河内	27. 看聞日記	28. 北畠親房
29. 享徳	30. 公事根源	31. 桂庵玄樹	32. 元元集
33. 建内記	34. 高野山文書	35. 国守	36. 蘇戒記
37. 実隆公記	38. 三条西実隆	39. 実悟記拾遺	40. 執事
41. 斯波義廉	42. 斯波義敏	43. 樹談治要	44. 正長
45. 職原抄	46. 所司	47. 摂津	48. 惣領
49. 大学章句	50. 大乗院寺社雜事記	51. 大乗院日記目録	52. 丹波
53. 東寺百合文書	54. 東大寺薬師院文書	55. 東常縁	56. 富樫政親
57. 富樫泰高	58. 土岐康行	59. 二条良基	60. 畠山政長
61. 畠山満家	62. 畠山持國	63. 畠山持富	64. 播磨
65. 番頭	66. 備前	67. 文明	68. 文明一統記
69. 細川勝元	70. 細川晴元	71. 細川政元	72. 細川持之
73. 満濟准后日記	74. 明徳	75. 大和	76. 山名氏満
77. 山名持豊	78. 結城氏朝	79. 四辻善成	80. 六角高頼

問題 IV

次の本文を読み、空欄 (75) (76) ~ (83) (84) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。また下線部 (ア) (85) (86) ~ (ク) (99) (100) に関する設問に対する解答として最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。なお、引用した史料の原文は、適宜改めてある。

日本においては明治維新以降から、薩長藩閥政府による有司專制に対抗し、立憲政治の確立を要求する自由民権運動の展開が政党を誕生させていった。まず、征韓論争に敗れて下野した板垣退助などの前参議らが1874年に日本で最初の政党と目されることもある愛國公党を結成し、民撰議院設立建白書を (75) (76) に提出する。その後、立志社や全国的組織を目指した愛國社などの政社が各地で設立されるものの、自由民権運動は一時的に停滞する。しかし、立志社が1877年に国会開設、地租軽減、条約改正などを求めて政府に建白書を提出しようとしたことをきっかけに再び盛り上がりを見せる。1880年に設立された国会期成同盟は国会開設の請願書の提出をはかり、また ^(ア) 民間で様々な憲法草案がつくられたりした。このような ^(イ) 民権運動の高揚を抑えることのできなかった時の政府は、遂に1881年に10年後の国会開設を約束する。これを受け、日本では国会開設を前提に、議会政治に欠かすことのできない本格的な政党が設立されるようになる。

最初に結成されたのが板垣を総理とする自由党である。続いて立憲改進党が結成されるが、総理となったのは明治十四年の政変で薩長藩閥政府と袂を分かった大隈重信である。^(ウ) ドイツ型の立憲政治の導入を目指す政府に対して、大隈はイギリス型の立憲政治を構想し、政党がその中核になることを主張した。これらの民権派による政党結成に対抗して、福地源一郎らを中心に政府与党を目指した立憲帝政党が結成された。しかしこれらの政党は国会開設まで順調に発展したわけではない。松方財政が引き起こしたデフレは、生活が窮屈した農民らと手を結んだ自由党員による激化事件を頻発させたが、政府はこれに対して徹底的な弾圧を行う。自由党は (77) (78) の翌月に解党し、また立憲改進党も大隈らの離党によって、事実上の解党状態に陥る。政府系の政党であった立憲帝政党も政府からの保護が得られなくなったため、1883年には解党する。

しかし国会開設が近づく1886年には、旧自由党員の全国有志大懇親会で後に立憲政友会に参加する (79) (80) らの呼びかけによって民権派の間で大同団結が唱えられ、さらにその後、言論の自由、地租軽減、不平等条約の改正を求める三大事件建白運動も展開される。これらの運動が初期議会の民党の基盤となった。当初は超然主義の立場をとる政府と民党は激しく対立したが、日清戦争以降、時には連携の関係を持ち、1898年には、憲政黨の党首である大隈を首相とする初の政党内閣が誕生した。一方で藩閥政府を指導する中心の一人であった伊藤博文は、議会政治における政党の必要性を認識し、1900年には自らが立憲政友会を結成して、これを基盤に第4次伊藤内閣を成立させた。伊藤内閣の後に長州出身の陸軍大将であった桂太郎が首相を務め、就任以降約5年弱もその地位を保った。1906年に桂に代わって首相となるのは政友会第2代総裁の西園寺公望であるが、それ以降西園寺と桂がしばらく交互に政権を担当する ^(エ) 桂園時代と呼ばれる時期となり、それは1913年の初頭まで続く。

このように日本の立憲政治において政党が確固たる地位を占めるようになっていく中で、日本で最初の社会主義政党も設立される。1901年に ^(オ) 片山潜らによって結成された社会民主党である。しかし結成の2日後には (81) (82) に基づいて解散を命じられる。その後1906年には最初の合法社会主義政党である日本社会党が結成されるが、政府は結社禁止などの徹底した弾圧を行い、1910年の大逆事件以降、社会主義運動は第1次世界大戦まで冬の時代を迎えることになる。1920年代になると社会主義運動は再び高揚し、1922年には日本共産党も非合法ながら結成される。しかし政府による弾圧や干渉は絶えることがなかった。

政党政治が日本に本格的に定着するのは1918年に立憲政友会総裁の原敬が内閣を組織してからである。1924年の総選挙の結果、護憲三派内閣が誕生し、1932年の五・一五事件で犬養毅内閣が倒れるまで、立憲政友会と憲政会（のち立憲民政党）の党首が交代で内閣を組織するという憲政の常道が続く。五・一五事件以降は、軍国主義化が進展し、近衛文麿を除き政権は官僚や軍出身者を首相とする 拳國一致内閣 が担当した。1940年にはすべての議会政党が自主的に解散して、国家総動員体制の中核となる大政翼賛会に合流し、政党内閣の復活は第2次世界大戦後まで待たなければならなかった。

第2次世界大戦後、政治活動の自由が保障されるようになると、日本社会党や共産党も含め多くの政党が復活を遂げるとともに、新たな政党が結成された。1947年4月には日本国憲法下で最初の総選挙が実施されるが、過半数には届かなかかったものの革新勢力の日本社会党が第1党となり、片山哲内閣 を成立させる。この片山内閣とそれを継ぐ芦田均内閣は保守勢力と革新勢力による連立のため、保革連立政権と称されることもある。芦田内閣が昭和電工疑惑事件で倒れた後、野党第1党であった (83) (84) が単独で第2次吉田茂内閣を発足させた。それ以降は、五五年体制が崩壊するまで、長く保守政権が続く。

1980年代末のリクルート事件に端を発した政治改革のうねりは、1993年の第40回総選挙において歴史的な政権交代をもたらす。選挙直前に分裂し失った議席をこの選挙で回復できなかった与党の過半数割れ を受けて、細川護熙連立政権が誕生する。それ以降、今日までほとんどの場合単独政権ではなく連立政権であることが常態化している。

[設問]

(ア) その条文に「政府 恣^{むじ}ニ國憲ニ背キ^{むけい}擅^{せん}ニ人民ノ自由権利ヲ残害シ建国ノ旨趣ヲ妨ケルトキハ、日本国民ハ之ヲ覆滅シテ新政府ヲ建設スルコトヲ得」とある私擬憲法の名称は何か。(85) (86)

(イ) 当時各地で結成された政社・結社の中には女性が中心となるものもあったが、1882年に設立された直後に景山英子が参加したものは何か。(87) (88)

(ウ) ドイツ型の立憲政治の導入を目指すことになった政府において、「岩倉具視憲法編領」などを起草し、中心的な役割を果たした官僚は誰か。(89) (90)

(エ) 桂園時代には、東アジアにおける日本の立場を強化するために、いくつかの重要な協約が締結されているが、桂内閣の下で結ばれたものは何か。(91) (92)

(オ) 片山をはじめとして多くの社会主義者が執筆に協力し、日露戦争に際しては「故に吾人は戦争既に来たるの今日以後と雖も、吾人の口有り、吾人の筆有り紙有る限りは、戦争反対を絶叫すべし。」との主張を掲載した新聞は何か。(93) (94)

(カ) 拳國一致内閣が続く中、政党政治や政党内閣制はその理論的支柱の一つとしていた天皇機関説を岡田啓介内閣によって否定されるが、そもそも天皇機関説を反復的と批判し、政治問題化させた軍出身の貴族院議員は誰か。(95) (96)

(キ) 新憲法の理念を受けて、多くの重要な法律が作られたが、片山内閣の下で制定された法律は何か。(97) (98)

(ク) この時に与党から離党した議員が結成した政党で、初代党首がその後首相となった政党は何か。(99) (100)

[語群]

- | | | | |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 01. 愛甲婦人協会 | 02. 飯田事件 | 03. 五日市憲法草案 | 04. 伊東巳代治 |
| 05. 井上毅 | 06. 右院 | 07. 上杉慎吉 | 08. 嘴鳴社憲法草案 |
| 09. 大井憲太郎 | 10. 大阪事件 | 11. 岡山女子懇親会 | 12. 金子堅太郎 |
| 13. 加波山事件 | 14. 菊池武夫 | 15. 教育基本法 | 16. 清浦奎吾 |
| 17. 久米邦武 | 18. 群馬事件 | 19. 健康保険法 | 20. 憲法草稿群林 |
| 21. 元老院 | 22. 江湖新聞 | 23. 河野広中 | 24. 国民新聞 |
| 25. 国民民主党 | 26. 國家公務員法 | 27. 國憲意見 | 28. 後藤象二郎 v |
| 29. 左院 | 30. 繆謗律 | 31. 私擬憲法意見 | 32. 時事新報 |
| 33. 品川弥二郎 | 34. 社会新聞 | 35. 集会及政社法 | 36. 集会条例 |
| 37. 集議院 | 38. 自由新聞 | 39. 自由民主党 | 40. 新自由クラブ |
| 41. 新進党 | 42. 新生党 | 43. 新党さきがけ | 44. 新婦人協会 |
| 45. 新聞紙条例 | 46. 枢密院 | 47. 正院 | 48. 赤闘会 |
| 49. 仙台女子自由党 | 50. 第1次日露協約 | 51. 第3次日露協約 | 52. 第3次日韓協約 |
| 53. 第2次日露協約 | 54. 高田事件 | 55. 治安維持法 | 56. 治安警察法 |
| 57. 秩父事件 | 58. 地方公務員法 | 59. 朝野新聞 | 60. 東郷茂徳 |
| 61. 東洋大日本國憲法 | 62. 中江兆民 | 63. 日仏協約 | 64. 日本自由党 |
| 65. 日本新党 | 66. 日本民主党 | 67. 破壊活動防止法 | 68. 広田弘毅 |
| 69. 福島事件 | 70. 文化財保護法 | 71. 平民新聞 | 72. 保安条例 |
| 73. 星亨 | 74. 保守党 | 75. 美濃部達吉 | 76. 民主党 |
| 77. 民主社会党 | 78. 民主自由党 | 79. 労働組合法 | 80. 若槻礼次郎 |